

3 消安第 6596 号
令和4年3月24日

一般社団法人全国中央市場青果卸売協会
会長 川田 一光 殿

農林水産省消費・安全局長

植物防疫法に基づく植物等の移動規制に関する令和4年度広報強化
週間について

日頃から我が国の植物検疫の実施に当たり、御理解と御協力を頂き、感謝申し上げます。

農林水産省は、植物防疫法（昭和25年法律第151号）に基づき、農作物に被害を与えるアリモドキゾウムシ、イモゾウムシ、カンキツグリーンニング病菌等の病害虫のまん延を防止するため、沖縄県、奄美群島、トカラ列島及び小笠原諸島から、当該病害虫の寄主・宿主植物等の移動を規制しています。

この移動規制の実効性を確保するため、日頃から植物防疫（事務）所による広報活動を行っているところですが、令和4年度においても別紙のとおり広報強化週間を設け、一層の周知を図ることとしました。

つきましては、貴協会会員に対し、植物防疫法に基づく植物等の移動規制について改めて周知を徹底していただきますよう、お願いいたします。